

総務委員会会議録

令和8年6月24日（水）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：30

【 案 件 】

1. 議案第79号 令和8年度 飯塚市一般会計補正予算（第1号）
2. 議案第80号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
3. 議案第84号 財産の取得（消防ポンプ自動車）
4. 議案第88号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第79号 令和8年度 飯塚市一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第79号 令和8年度 飯塚市一般会計補正予算（第1号）」につきまして、ご説明いたします。

お手元の補正予算資料3ページをお願いいたします。今回の補正は、当初予算編成後に発生した事由により、早急に執行すべき経費を補正するものでございます。歳入歳出予算の総額に5億4282万6千円を追加し、予算総額を843億8882万6千円とするものでございます。

続きまして、4ページの補正予算概要書を御覧ください。歳入につきましては、歳出に計上しております各事業の財源として、国庫支出金、県支出金を計上しております。また、繰入金につきましては、今回の補正予算の財源調整として、財政調整基金繰入金を1億2253万9千円追加するものでございます。

次に、歳出でございます。まず、民生費扶助費の生活保護扶助費につきましては、令和7年6月27日の生活扶助基準の改定に関する最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付の経費として、生活扶助費4億9015万3千円を計上しております。併せて、これに伴う事務経費として、職員の時間外勤務手当394万7千円、生活保護システムの改造委託料等として260万7千円を計上しております。

続いて、5ページを御覧ください。農林水産業費農業振興費の園芸作物振興事業費につきましては、生産額の増大と持続的な発展を図るため、先進技術の導入及び省力機械等の整備に要する経費として3023万7千円を計上しております。

また、強い農業構造確立推進事業費では、持続的な農業生産を担う企業型経営体を育成するため、規模拡大や生産性向上を支援する経費として1426万8千円を計上しております。

畜産業費の地域畜産農政振興対策事業費につきましては、家畜の暑熱ストレス軽減に向けた環境整備に要する経費として161万4千円を計上するものでございます。

なお、6ページ以降には、今回の補正に係る歳入歳出予算額の推移表及び基金の状況表を添付しております。説明は省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○小幡委員

5ページでお尋ねしたいんですが、この強い農業構造確立推進事業費1426万8千円の

「企業型経営体を育成するために」の企業型経営体の具体的な内容を説明をお願いします。

○農林振興課長

企業型経営について、ご説明をいたします。これにつきましては、一般的に農業におけます企業型経営ということで、一般企業のような明確な経営戦略ですとか、効率性、利益追求等を取り入れた農業経営を指すというふうになっております。

○小幡委員

予算的には、県支出金10分の10だから本市から直接の支出はないんでしょうけど、この企業型経営体というのは、本市所管の地域で何社あるかというのは確認できているんですか。

○農林振興課長

農業法人という意味でお答えさせていただきますと、今、手元に資料がありませんので、正確な数字は申し上げできないんですが、おおむね10社程度というところで認識をしております。

○小幡委員

この件もそうですけど、今回の補正の大半が県あたりから予算も出ていますけど、仮に申請して予算執行残が出た場合は、どのような取扱いになるんですか。

○農林振興課長

当初、見込んでおりました事業が最終的に変更になりまして、執行残等が発生する場合がございますが、その場合につきましては、しかるべき時期に補正予算で対応させていただきたいと考えております。

○小幡委員

この事業は、国が10分の10とか県が10分の10とありますよね。執行残が残ったら補正でとは、意味が分らないです。申請が仮になくて、執行残が残りました。その場合のお金はどうなるのかというのをお尋ねしているんですけど。要は、国は国に戻す。県は県に戻すのか。そこのところを教えてください。

○農林振興課長

事業費が変更になりますので、事業者が、市を通じて県に対して事業の変更届等の手続を踏み、県にその金額を返すということではございませんので、市の補助事業としての予算を補正予算で減額するということを申し上げたものでございます。県に返還するというものではございません。

○小幡委員

まとめるけど、仮に国・県からの予算はありますと。申請したけど使わなかったと。そのお金は戻すとかではなくて、申請する分だけをその予算内から預かるということね。

○農林振興課長

事業費が変更になりまして、減額になった場合は、事業者からの減額の変更申請手続を踏み、市から県に手続を上げていきます。結果的に、減額となった事業費が県の予算の中で反映されますから、市として受け入れる前にそういう手続をしますので、返還するものではありませんというものでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○光根委員

生活保護費の追加給付についてですけど、想定では4億9015万3千円ということですけども、対象の件数はどうなっているんですか。

○生活支援課長

対象の件数は、4330世帯、5913人を想定しております。

○光根委員

現在、受給されていない方の把握は、どのように行うんですか。

○生活支援課長

現在、保護を受けていない、廃止になっている対象世帯につきましては、こちらのほうでは把握はしております。

○光根委員

受給されていない世帯に関しては、10月から申請を受け付けるということですが、この件に関しての周知はどのように行うんですか。

○生活支援課長

周知につきましては、5月14日から既に市のホームページには情報を公開いたしております。また、市報9月号に掲載する予定もしております。また、今後も丁寧な情報提供を行っていく上で、国から廃止世帯向けの周知広報の準備が進められていますので、チラシとかポスター等が配布されるようなことになれば、ポスターの掲示等を行って、周知を行っていく予定としております。

○光根委員

この申請の期限というものは、あるのでしょうか。また、相談体制というのは整っているのでしょうか。

○生活支援課長

申請の期限につきましては、まだ期限が定められておりませんので、今後、国からいつまでが受付期間でありますというようなことが通達されると思いますが、現在はまだされていません。この追加給付金につきます準備につきましては、委託することなく、生活支援課職員で対応していくこととしております。

○光根委員

相談体制で特別なダイヤルとかは、設置されるんですか。

○生活支援課長

市のほうでは、特別な電話などの対応はいたしません、国のほうが既に相談センターというのを設置されておりますので、そちらのほうでの相談が既に行われております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

光根委員に関連して、生活保護扶助費の件ですが、国からの4分の3補助で、本市の事務経費が三百数十万円かかるって言っていますよね。内訳はどんなものがあって、その数字が出たのか説明をお願いします。

○生活支援課長

職員給与費といたしまして、時間外勤務手当、その他の生活保護総務費といたしまして、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、生活保護システム改造委託料、複写機借上料となっております。

○小幡委員

人件費に関することだろうから、想定した期間はいつからいつぐらいまで従事するつもりで見積もっているんですか。

○財政課長

今回の補正予算に上げております時間外勤務手当の積算の内容になりますけども、こちらの人数のほうは19名を想定いたしております、時間が14時間、そして、期間としては6か月間の時間外の金額を概算で計上している次第となっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第79号 令和8年度 飯塚市一般会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議はありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、「議案第80号 飯塚市市税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長

「議案第80号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお願いします。この議案につきましては、令和8年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)及びその関連法令により、令和8年4月1日以外の施行部分について、飯塚市税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきまして、議案の概要に沿って説明させていただきます。

今回の改正は、地方税法の改正等に伴い、住民税における住宅借入金等特別税控除にすること及び特定暗号資産取引に係る課税見直しにすること、固定資産税における免税点に関することについて、関係規定を整備するものでございます。

議案書の10ページをお願いします。新旧対照表の第63条につきましては、固定資産税を免税点について改正が行われたものであり、家屋が20万円から30万円、償却資産が150万円から180万円と固定資産税を課さない課税標準額が引き上げとなっております。この部分の施行日は、令和9年4月1日となっております。

次に市民税関係です。議案書の11ページをお願いします。新旧対照表の附則第7条の3につきましては、住宅借入金等特別税額控除適用期限の延長に係る規定の整備でございます。住宅借入金等特別税額控除とは、ローンを利用して住宅を購入・増改築した際、年末のローン残高により所得税から控除を受けることができる制度です。所得税から控除しきれない場合に、住民税からも一部控除されるものです。

この度の改正につきましては、住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を5年延長し、令和12年までに居住を開始した場合に適用することとするものでございます。施行日は、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日で、適用期限の延長の部分に限り令和9年1月1日でございます。

次に議案書の15ページをお願いします。新旧対照表の附則第19条の3につきましては、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う規定の整備でございます。現在、暗号資産取引で生じた所得は雑所得として、それ以外の所得と合わせて課税されています。課税方法を見直し、暗号資産取引で生じた所得は、それ以外の所得と分離して課税することとなることに伴い、条例を整備するものです。施行日は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日施行の予定でございます。

以上、簡単ではございますが、飯塚市税条例等の一部を改正する条例の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第80号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第84号 財産の取得(消防ポンプ自動車)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○防災安全課長

「議案第84号 財産の取得について(消防ポンプ自動車)」補足説明をいたします。

議案書の33ページをお願いいたします。本件は、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき提出するものであり、内容といたしましては、飯塚市消防団庄内方面隊第3分団に消防ポンプ自動車1台について、買い替え、配備を行おうとするものです。

なお、取得価格は2530万円、契約の相手方は愛知ポンプ工業株式会社でございます。

補足説明としまして、今回購入予定の消防ポンプ車は、配備先の庄内方面隊第3分団のご理解とご協力を得て、平成29年3月12日の改正道路交通法の施行により、新普通免許の取得者でも運転が可能な総重量3.5トン未満の仕様となっております。資料としまして、購入予定車両の形状概要図を添付しておりますので、参照方、お願いします。

以上、簡単ですが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○小幡委員

消防ポンプ自動車だから、特殊車両で金額が高いんでしょうけど、これは入札があったんですね。入札の状況の説明をお願いします。

○防災安全課長

本件の業者選考につきましては、物品・役務等有資格者名簿に、消防・防災用品の消防自動車に登録のある業者を選定しまして、4月13日に13者の指名通知を行い、4月23日に入札し、契約金額2530万円で愛知ポンプ工業株式会社が落札されております。

○小幡委員

13者と言われましたか。13者を指名して、13者が、全部、応札されたということでしょうか。

○防災安全課長

指名の13者のうち、応札者数は4者となっており、辞退者数が9者というふうな状況でございます。

○小幡委員

消防ポンプ車は高額なんだけど、これは庄内方面隊の車の入れ替えなんでしょう。入れ替える前の車種も同規模の消防自動車だったんですか。

○防災安全課長

今回は、3.5トン未満という仕様になっておりますが、以前のものは5トン未満の仕様の消防車が入っておりました。

○小幡委員

ほぼ消火能力は変わらないやつだと思うんだけど、飯塚市としては、何年間ぐらいこの車を使っているのか。旧の入れ替えた消防車は、何年使って、何万キロメートル走ったとかいう記録が残っているんですか。それと、耐用年数もあるんでしょうけれども、買替え時期は、次は何年後ぐらいを考えているのか教えてください。

○防災安全課長

消防ポンプの能力低下や車両の傷の具合等を鑑み、おおむね25年ごとに買替えを行っております。ご質問の買い替えた分で、今まで何キロメートル走ったかというのは分かりかねます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第84号 財産の取得（消防ポンプ自動車）」については、原案のとおり可決することに、ご異議はありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第88号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長

「議案第88号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の43ページをお願いいたします。この専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、飯塚市税条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、議案書の44ページの新旧対照表をお願いします。新旧対照表の第18条の3と第19条、46ページの第80条から53ページの第91条まで、それから68ページの附則第15条の2から附則第15条の6まで、それから71ページの附則第16条から附則第16条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、改正するものでございます。

軽自動車税は、環境性能割である軽自動車の取得に対して課税される市税と、種別割である軽自動車の所有に対して課税される市税の2種類がございましたが、今回、軽自動車税の環境性能割が廃止となり、1種類となったことから、軽自動車税の種別割を軽自動車税に名称を変更する法令改正にあわせて改正を行うものでございます。

環境性能割とは、令和元年に自動車取得税の廃止に伴い導入された車両の取得時に課される税です。環境負荷の低い車の普及を促進することを目的とし、車の燃費性能や排出ガス性能といった環境負荷の度合いに応じて税率が決まるものです。また、種別割とは、車両の種別ごとに所有者に対して毎年課している税です。この度の改正につきましては、環境性能割の廃止に係る法令の改正に伴い、「軽自動車税（種別割）」としている条文を「軽自動車税」に改めるものです。

以上、簡単ではございますが、飯塚市税条例の一部を改正する条例の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第88号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」については、承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認すべきものと決定をいたしました。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。